

制定 令和8年9月11日

建設技術共創・実装フォーラム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、建設技術共創・実装フォーラムとする。

2 本会の英文名は、Construction Technology Co-creation and Implementation Forum とする。

(事務所)

第2条 主たる事務所を東京都文京区大塚（事務局の所在地）に置く。

2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、我が国の建設に関わる多様な企業、専門家、技術者、業界団体等の様々な主体が、本会の活動を通じ建設技術の開発や普及に関する議論を活性化し、建設技術の共同開発・共同利用及び現場実装等を促進することにより、技術開発にかかるコスト削減やリスク分散、開発期間の短縮等を図り、労働力不足の解消、作業現場での生産性・安全性の向上等の建設分野共通の課題解決に貢献するとともに、建設技術の公開化や共有化等の進展を通じて建設産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 建設技術に関する情報提供・意見交換
- (2) 建設技術の共同開発・共同利用等に関する活動
- (3) 建設技術の現場実装の促進に関する活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 法人会員： 総合建設業者、建設コンサルタント、各種メーカー、IT ベンダ、測量・地質調査会社、専門工事会社、大学等の研究機関等の法人であって第 3 条に掲げる本会の目的に賛同し、第 4 条に掲げる活動への参加を行おうとするもの

(2) 個人会員： 第 3 条に掲げる本会の目的に賛同する個人
(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、本規約及び付随する各種ガイドラインその他本会が定める関連規定に同意することを条件として、本会所定の入会申込書及び誓約書を代表宛て（窓口事務局）に提出して入会を申し込み、幹事会の承認を得なければならない。

2 幹事会が申込者の入会を承認したときは、代表は申込者にその旨を通知する。

3 法人会員は、法人を代表する者（1 名に限る。以下「指定代表者」という。）及び連絡担当者（1 名に限る。）を定め、第 1 項に定める入会申込書において届け出るものとする。

4 法人会員は、指定代表者、連絡担当者を変更する場合、すみやかに本会所定の変更届を事務局に提出しなければならない。

(年会費の負担)

第 7 条 会員は、幹事会が別に定める「年会費徴収ガイドライン」に定める年会費を納入しなければならない。

2 納入された年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第 8 条 会員は、本会所定の退会届を代表宛て（窓口事務局）に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、本会所定の手続を完了しなければならない。また、退会後においても第 44 条に定める秘密保持義務を負うものとする。

3 会員が年会費を支払わず、幹事会が催告してから 30 日以内に支払わないときは、幹事会はその決議により、当該会員を退会させることができるものとする。

(除名・復権)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会における総会員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて、除名することができる。この場合においては、その会員に対してあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本規約、各種ガイドライン等又は総会の決議に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 会員としての義務に違反したとき

(4) 本会の業務の執行又は活動に際して不正の行為をしたとき

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 除名された者が再び入会しようとするときは、総会の承認を必要とする。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 本会を退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき

(3) 本会を除名されたとき

(4) 会費の不納が 1 年分以上に及び、幹事会の決議によって退会したものとされたとき

第 3 章 役員

(種類及び定数)

第 11 条 本会には、次の役員を置く。

(1) 幹事 15 名以内

(2) 会計監事 2 名

2 幹事のうち 1 名を代表、3 名以内を副代表とする。

3 会計監事は、幹事を兼ねることができない。

(選任等)

第 12 条 役員は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、幹事の互選により選任する。

(業務)

第 13 条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、幹事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。

3 会計監事は、本会の収支決算の監査を行うとともに、総会、幹事会に出席し意見を述べることができる。

(任期)

第 14 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員の所属する法人が指定代表者を変更した場合、変更後の指定代表者が前任者の役職及び任務を引き継ぐものとし、この際の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第 15 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において総会員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 16 条 役員は無報酬とする。

(顧問及び法律顧問)

第 17 条 本会に顧問及び法律顧問（以下総称して「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問は、本会の発展向上のために有益な助言及び活動をなし得る者であって、法律顧問は、とりわけ法律問題に関し有益な助言及び活動をなし得る者であって、幹事会の推薦により代表が委嘱する。

3 顧問等は、代表の諮問に応ずるほか、本会の活動に対し意見を述べ又は協力を行う。

4 顧問等の任期は、役員の任期に準ずる。

5 顧問等には、前条の規定を準用する。この場合において「役員」とあるのは「顧問」又は「法律顧問」と読み替えるものとする。

第 4 章 総会

(種別)

第 18 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、本規約で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 幹事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第 22 条 総会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 25 条 総会の議事は、本規約で別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 やむをえない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(決議の省略)

第 27 条 前 6 条の規定にかかわらず、幹事会又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 法人会員及び個人会員の現在数、並びに出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議長の氏名

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印又は電子署名をしなければならない。

第 5 章 幹事会

(幹事会)

第 29 条 本会は、幹事会を設置する。

(構成)

第 30 条 幹事会は、幹事をもって構成する。ただし、必要があるときは、会員は、代表の承認をもって、オブザーバーとして幹事会に出席することができる。

(権能)

第 31 条 幹事会は、本規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 幹事会は毎年 1 回以上開催するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき

(2) 幹事から会議の目的である事項を示して召集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 幹事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に幹事会を招集しなければならない。

(議長)

第 34 条 幹事会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数等)

第 35 条 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 当該幹事を指定代表者とする法人の幹事が幹事会に出席できない場合は、当該幹事を指定代表者とする法人は、当該幹事以外の者 1 名を代理人として指名し、幹事会に出席させることができる。当該代理人は、出席できない幹事に代わり、幹事会において幹事としての権限を行使することができる。

(決議)

第 36 条 幹事会の議事は、本規約で別に定めるもののほか、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第 37 条 前 5 条の規定にかかわらず、幹事が幹事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき幹事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の幹事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 幹事会の議事については、次に掲げる事項を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 幹事の現在数、並びに出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印又は電子署名をしなければならない。

(部会の設置等)

第 39 条 本会の目的を達成するため、必要な部会を設けることができる。

2 部会の設置又は改廃は、幹事会の決議による。

第 6 章 アドバイザリーボード

(設置等)

第 40 条 本会に、アドバイザリーボードを設置する。

- 2 アドバイザリーボードは、本会の活動に対して幹事会からの求めに応じて助言を行うことができる。
- 3 アドバイザリーボード構成員は、幹事会で承認された学識者、業界団体、行政等に属する者から構成される。
- 4 アドバイザリーボード構成員の任期は役員に準ずる。
- 5 アドバイザリーボード構成員には、第 16 条の規定を準用する。この場合において「役員」とあるのは「アドバイザリーボード構成員」と読み替えるものとする。

第 7 章 知的財産権

(知的財産権)

第 41 条 本会の活動によって生ずる知的財産権の取扱いについては、幹事会が別に定める「知的財産権取扱ガイドライン」によるものとする。

第 8 章 独占禁止法その他法令の遵守及び非排他性

（法令遵守）

第 42 条 会員は、本会の活動の遂行に際し、独占禁止法その他法令に違反する行為及び違反を疑われる行為をしないことを誓約する。

（非排他性）

第 43 条 本会の活動は、会員内の排他的な協業関係の構築を目的とするものではなく、第三者との間で、本会の活動に関連する別の検討を行うことを制限するものではない。

第 9 章 秘密保持

（秘密保持）

第 44 条 本会の活動において会員間で開示受領する秘密情報の取扱いについては、「知的財産権取扱ガイドライン」の定めによるものとする。

第 10 章 権利義務の譲渡禁止

（権利義務の譲渡禁止）

第 45 条 会員は、他の全会員の書面による承諾を得た場合を除き、会員としての地位を移転し、又は本規約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者（会員を含む。）に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

第 11 章 会計

（経費）

第 46 条 本会の経費は、会員から支払われた年会費その他の収入をもって充てる。

（財産の管理）

第 47 条 本会の財産は、代表が管理し、その方法並びに会計事務の責任を負う者（以下、「会計責任者」という。）の選任及び会計責任者への委任事項等は、幹事会の決議を経て定める。

（事業年度）

第 48 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 49 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が作成し、総会の決議を経なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（暫定予算）

第 50 条 新事業年度の予算が総会の決議を経るまでの間、代表は、幹事会の決議を経て、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに総会の決議を経た予算の収入及び支出とみなす。

(決算)

第 51 条 本会の決算は、毎事業年度終了後、会計監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第 12 章 事務局

(設置等)

第 52 条 本会の事務を処理するため、事務局を一般財団法人先端建設技術センターに設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局職員は、代表が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、幹事会の決議によって定める。

(役割)

第 53 条 事務局は、次の業務を処理する。

- (1) 総会、幹事会等の招集通知の作成及びその発送・発信の補助業務
- (2) 総会、幹事会等に付議する諸文書・資料の作成
- (3) 資金の管理及び収支決算報告書の作成
- (4) 対外的な問い合わせに対する窓口業務
- (5) その他、事務局としての必要な業務

第 13 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 54 条 この規約の変更については、総会において総会員の 3 分の 2 以上の決議を経なければ変更することができない。

(解散)

第 55 条 本会は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の決議を経て解散する。

(残余財産の処分)

第 56 条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の決議を経て、会員に公平に分配するものとする。